

鈴鹿市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

なお、予算の要領については、鈴鹿市政策経営部財政課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

鈴鹿市長　末　松　則　子

令和7年度　鈴鹿市一般会計補正予算（第5号）